

## 橿原市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年3月31日

橿原市監査委員	北川	洋
橿原市監査委員	山口	宣恭
橿原市監査委員	松木	雅徳

### 令和元年度監査の結果報告について（3月実施）

#### 第1 監査の対象

生活安全部	危機管理課、生活交通課、契約検査課
まちづくり部	建設管理課、道路河川課、住宅政策課、緑地景観課、建築指導課

#### 第2 監査の期間

生活安全部・まちづくり部  
令和2年2月14日から同年3月25日まで

#### 第3 監査の方法

令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に関係課から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事情聴取するとともに、関係書類や台帳等の点検・確認を行うことにより、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

また、必要に応じて物品等の照合・確認を実施した。

#### 第4 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、指摘事項として挙げるものはなく、関係法令等に基づき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

また、監査時における軽易な留意事項については、口頭により指導した。